

IOSCO による市中協議報告書「投資家教育及び金融リテラシーに係る戦略枠組み」の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「投資家教育及び金融リテラシーに係る戦略枠組み」と題する市中協議報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。本報告書は、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上に係る IOSCO の役割と共に、両者に対する IOSCO の戦略的取組について記載するものである。

IOSCO は、投資家教育を、投資家保護の強化、投資家の信頼の向上、及び、金融に関する計画・意思決定に対する投資家の取組強化のための、重要な戦略として長く認識してきた。投資家教育は、規制・監督・執行における伝統的手法を補完するものであり、IOSCO の証券監督に係る原則にも含まれているものである。

IOSCO は、投資家教育及び金融リテラシーへの要望は、これまでになく強くなっていると考えている。金融市場は発展・革新し続けているため、投資商品は益々複雑になってきており、金融サービスは益々多様化してきている。一般投資家の側において、一般投資家が利用可能な選択肢を理解・評価するため、また、金融不正を回避するために、重要な金融に係る概念の更なる理解が必要となっている。投資家教育及び金融リテラシーに係るプログラムの強化は、多くの国において、退職後の生活のための貯蓄・投資の責任が、雇用主から個人に移行していている現在において、不可欠なものとなっている。

上記の課題に応えるため、IOSCO 代表理事会は、2013 年 6 月に、一般投資家に係る委員会の設立を承認した。当該委員会の第一のマンデートは、一般投資家への教育及び金融リテラシーに係る IOSCO の政策的作業を実施することである。そして、第二のマンデートは、一般投資家の保護に係る新たな問題に関して IOSCO 代表理事会へ助言を行うこと、及び、IOSCO 代表理事会の指示の下、投資家保護に関する政策作業を実施することである。当該委員会は、オンタリオ証券委員会議長であるハワード・ウェットトンが議長を務め、ブラジル証券取引委員会議長のレオナルド・ペレイラが副議長を務めている。

ペレイラ副議長曰く、「IOSCO におけるこの委員会の設立は、投資家教育及び金融リテラシーに係る重要性の高まりの認識の表れである。規制当局者として我々は、金融セクターへ自信を持って投資を行うために必要となる金融に係る能力・知見を、投資家が身に付ける強い必要性を理解している。我々は引き続き、投資家保護の分野における我々の規制・監督上の行動が、目に見えるものであり、投資家にとって形ある結果を生むよう努力していく。」

ウェットトン議長曰く、「投資家教育及び金融リテラシーは、投資家、業界、そして規制当局が一様に共有している責任である。この国際的な委員会は、グローバル・レベルで、金融リテラシーの分野におけるメンバーの、最も優れた考察や調査を集め検討するために必要不可欠なものである。本日、我々は新しい戦略的枠組みを公表しており、それは、インパクトがあり、実質的なものであるとともに、最終的に投資家に力を与える投資家教育の取組の設立に向けての、我々の努力の方向性を示すものである。」

2001 年以降、IOSCO は、メンバーにおける投資家教育及び金融リテラシーに係る取組に関して調査した多くの報告書を公表してきている。本報告書では、投資家教育及びメンバーが直面している課題に関してメンバーが実施した取組といったトピックについて記載されている。

本日公表した報告書は、広く IOSCO メンバーが投資家教育及び金融リテラシーにかかるプログラムを開発・強化する際の指南となるように、一般投資家に係る委員会のメンバーが、上記課題やその他の問題に対応するために、現在利用している実務を明らかにしている。

一般投資家に係る委員会は、その作業及び取り組みを検討するに当たり、必要に応じて、事実に基づく調査から得られた内容を活用する予定である。一次・二次調査、投資家への働き掛け、市中協議といったものも実施する可能性がある。調査には、例えば、投資家教育及び金融リテラシーに係る戦略、プログラム、手法、及びその他の事項の有効性や、それらの個々の投資家行動に与える影響に関する経験的テストも含まれる可能性がある。

当該委員会は、投資に係る心理的障害を認識し教育に係る戦略を策定するために、金融に係る教育者が利用し始めている行動経済学及び行動ファイナンスの分野における発見にも、着目する予定である。2013 年 6 月の会合において IOSCO

代表理事会は、今後の監督当局による活動への IOSCO としての取組方針において、行動経済学における知識を踏まえることを合意している。

本報告書には、行動経済学や、金融に係る意思決定及び行動経済学に係る文献調査における発見事項に関する添付資料が含まれている。

当該枠組みを更に改善させるために、IOSCO は関係者に対して、2014 年 7 月 31 日までに、当該ハイレベルの報告書へのコメント提出を求めている。